

薬食監麻発第0710001号

平成20年7月10日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成20年厚生労働省告示第375号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺憾なきを期されたい。

記

1. 改正要旨

沈降精製百日せきワクチン及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンについて、手数料、検定基準及び試験品の数量が改正されたこと。

2. 適用時期

公布日（平成20年7月10日）





編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

○薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合を定める件(厚生労働三七四)

○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(厚生労働三七五)

○自動車専用道路を指定する件(同二八二)

○都市計画に関する件(同二八三～二八六)

○高速自動車国道に関する件(中国地方整備局五九)

○道路に関する件(同六〇)

平成20年7月10日 木曜日